

以下、主なる懸案につき、その討議の進展状況及びわが方の基本的態度について御説明申し上げます。

まず、請求権問題について申し上げます。サン・フランシスコ平和条約第四条に基づく韓国の対日請求権につき、韓国側は、過去において、いわゆる対日請求八項目を提示して、日本側がこの請求を認めることを要求し、これに対し日本側は、請求権として支払いを認め得るものは、確たる法的根拠があり、かつ、事実関係も十分に立証されたものに限るとの立場を堅持しつつ、交渉を行なってきたのであります。しかるところ、その後の討議において、法的根拠の有無については日韓の見解に大きな隔たりがあるばかりか、事実関係を正確に立証することも時日の経過とともに不可能または極めて困難なことが判明するに至りました。しかしながら、この問題を未解決のままいつまでも放置することは許されませんので、日本政府としては、この困難を克服するためには、何んらかの新たなふうをして考えられます。この新しいふうとして考えられた構想の骨子は、将来にわたる両国間の親交関係確立の展望に立つて、この際、韓国の民生の安定、経済の発展に貢献するため、同国に対し無償の経済協力を行なうこととし、このような経済協力供与の随伴的な効果

題が同時に解決し、もはや存在しなくなります。サン・フランシスコ平和条約第四条に基づく韓国の対日請求権につき、韓国側は、過去において、いわゆる対日請求八項目を提示して、日本側がこの請求を認めることを要求し、これに対し日本側は、請求権として支払いを認め得るものは、確たる法的根拠があり、かつ、事実関係も十分に立証されたものに限るとの立場を堅持しつつ、交渉を行なってきたのであります。しかるところ、その後の討議において、法的根拠の有無については日韓の見解に大きな隔たりがあるばかりか、事実関係を正確に立証することも時日の経過とともに不可能または極めて困難なことが判明するに至りました。しかしながら、この問題を未解決のままいつまでも放置することは許されませんので、日本政府としては、この困難を克服するためには、何んらかの新たなふうをして考えられます。この新しいふうとして考えられた構想の骨子は、将来にわたる両国間の親交関係確立の展望に立つて、この際、韓国の民生の安定、経済の発展に貢献するため、同国に対し無償の経済協力を行なうこととし、このような経済協力供与の随伴的な効果

的考え方を軸として、真剣な折衝が続けられました結果、同年末、両国政府はこの考え方で原則的に同意するに至ります。日本側としては、これらの原則に基づく具体的な提案として、李ラ

イントの撤廃を前提に漁業交渉の妥結を

いたこと、漁業專管水域の設置は認

めるが、その幅員については國際先例

に従い十二海里とすること、漁業專管

水域の幅員をはかる基準につきまして

も國際通念に基づいた合理的なもので

なければならぬこと、漁業專管水域

の外側の公海は原則として自由に操業

をなすべきであるが、資源保全のため

公海かつ実施可能な規制を行なうこと

の諸点を主張しております。

また、韓国側は、韓國漁業の立ちお

かれを指摘し、特に沿岸漁民の技術水

準向上のために日本側が協力すること

を希望しております。日本側としても

は、漁業問題が合理的な内容をもつて妥

当に理解し、討議はようやく軌道に乗り、昨年夏ごろまでに、漁業

問題の解決は、國際慣習を尊重したも

のであること、魚族資源の最大の持続

的生産性を確保する見地に立つこと、

公正にして実施可能な規制方式をとる

こと等について、原則的な意見の一一致

を見た次第であります。そして、かかる

諸原則を、当該海域の地理的条件、漁

業の実態につきいかに具体化するかに

関し、両国間の合意を見ることが当面

の問題として討議されておる状況であ

ります。日本側としては、これらの原

則に基づく具体的な提案として、李ラ

イントの撤廃を前提に漁業交渉の妥結を

いたこと、漁業專管水域の設置は認

めるが、その幅員については國際先例

に従い十二海里とすること、漁業專管

水域の幅員をはかる基準につきまして

も國際通念に基づいた合理的なもので

なければならぬこと、漁業專管水域

の外側の公海は原則として自由に操業

をなすべきであるが、資源保全のため

公海かつ実施可能な規制を行なうこと

の諸点を主張しております。

また、韓国側は、韓國漁業の立ちお

かれを指摘し、特に沿岸漁民の技術水

準向上のために日本側が協力すること

を希望しております。日本側としても

は、漁業問題が合理的な内容をもつて妥

当に理解し、討議はようやく軌道に乗り、昨年夏ごろまでに、漁業

問題の解決は、國際慣習を尊重したも

のであること、魚族資源の最大の持続

的生産性を確保する見地に立つこと、

公正にして実施可能な規制方式をとる

こと等について、原則的な意見の一一致

を見た次第であります。そして、かかる

諸原則を、当該海域の地理的条件、漁

業の実態につきいかに具体化するかに

き渡すべき義務があるとは考えません

が、日韓の間の友好関係の増進を考慮

しているとおり、現在、韓国政府の支

配が朝鮮半島の北の部分には及んでお

らず、その地域に現実に支配を及ぼし

ている政権が存在する事実は、日本政

府としてもこれを考慮に入れて交渉を

行ないます。

在日韓国人の法的地位の問題につい

て申し上げます。終戦の日以前に来日

した引き続き在留している者と日本で生

まれたその子孫である在日韓国人は、

平和条約発効の時までは名実ともに日

本として居住していたのであります。

韓国側の要望にこたえたいと考えてお

ります。

なお、これまでしばしば明らかに

していようとおり、現在、韓国政府の支

配が朝鮮半島の北の部分には及んでお

らず、その地域に現実に支配を及ぼし

ている政権が存在する事実は、日本政

府としてもこれを考慮に入れて交渉を

行ないます。

よって、政府は、國交正常化の際に

は、少なくともこの問題解決のための

明確な目途を立てる必要があるとい

う考究方に立つて交渉をいたしておりま

す。

なお、これまでしばしば明らかに

していようとおり、現在、韓国政府の支

配が朝鮮半島の北の部分には及んでお

らず、その地域に現実に支配を及ぼし

ている政権が存在する事実は、日本政

府としてもこれを考慮に入れて交渉を

行ないます。

なお、これまでしばしば明らかに

していようとおり、現在、韓国政府の支

配が朝鮮半島の北の部分には及んでお

らず、その地域に現実に支配を及ぼし

ている政権が存在する事実は、日本政

府としてもこれを考慮に入れて交渉を

行ないます。

なお、これまでしばしば明らかに

していようとおり、現在、韓国政府の支

配が朝鮮半島の北の部分には及んでお

らず、その地域に現実に支配を及ぼし

ている政権が存在する事実は、日本政

府としてもこれを考慮に入れて交渉を

行ないます。

なお、これまでしばしば明らかに

していようとおり、現在、韓国政府の支

配が朝鮮半島の北の部分には及んでお

らず、その地域に現実に支配を及ぼし

ている政権が存在する事実は、日本政

和平と安定に寄与するゆえんであることは、自明の理であります。現在、北朝鮮を承認している国は共産圏諸国を主とする十九カ国にすぎないのに対し、韓国政府は、国際連合においても合法政府として認められ、世界の主要国をはじめとして七十三カ国によつて承認されていることは、御承知のとおりであります。この韓国と地理的、歴史的、文化的に最も密接な関係を有するわが国が友好関係を持つことは、全く当然のことであると申さなければなりません。

次に、韓国との国交正常化は朝鮮の分裂を恒久化し、その統一を阻害するものであるとの議論があります。朝鮮の統一が容易に実現しないのは、抜きがたい国際的勢力の対立を背景として、韓国も北鮮も早期統一を主張する点では一致しながら、その統一方式に關し全く相いれない立場をとっていることがその原因であることは、周知の事実であります。すなわち、韓国は、国連監視下の全朝鮮自由選挙に基づき全朝鮮單一政府をつくるという、いわゆる国連方式を終始一貫支持しているのに反し、北鮮側は、朝鮮統一問題による統一に賛成しさえすれば、朝鮮の統一は実現し得るものであります。したがつて、日韓国交正常化が朝鮮の分裂持しているのであります。北鮮側が国連の権威と権限を認め、国連方式によつて統一に介入することに反対の立場を維持しているのであります。

と申さねばなりません。(拍手)
次に、日韓会談と米国との関係について一言いたします。
日韓両国が国交を正常化すること自体が、アジアの安定と繁栄に寄与するものである以上、これに重大な関心を持つ米国が、両国の国交正常化を希望することはきわめて自然なことであります。しかしながら、両国間の交渉それ自体は、あくまで両国がそれぞれ独自の立場から行なっているものであり、米国が圧力を加えたり干渉したりしたというようなことは全くございません。
さらに一部には、日韓国交正常化が日米韓三国の反共軍事同盟あるいはN.E.A.T.Oなるものの結成を目指しているとの論があります。御承知のように、わが国は、日米安全保障条約により、米国との協力のもとにわが国の安全を確保するとともに、極東の平和に寄与することを外交政策の基本としております。政府は、日米安全保障条約のワクを越えて、極東において軍事的な役割りを引き受けることを意図したことではなく、また、そのようなことがわが国の憲法のたてまえから不可能であることもまた明らかであります。

韓国の経済が非常な困難を経験していることは、これを率直に認めなければなりません。しかし、この点に関しては、韓国が年々増加する人口を擁するにかかわらず、天然資源に恵まれず、あまつさえ朝鮮動乱によつてほとんどすべての生産施設を失つたという事実、さらには朝鮮動乱勃発の経緯にかんがみて、自国防衛のための軍事力維持のために、軍事費に膨大なる財政支出を充當せざるを得ない実情を考えるべきであります。むしろ、このよほな条件のもとに置かれた韓国経済が、これまで幾多の困難を切り抜けてきた事実にこそ思いをいたすべきであります。韓国政府も、目下自国経済の再建と発展にその政策の最重点を置いているものと承知しております。これにこたえて、米国はもちろん、ドイツ、イタリア、フランス等の西欧諸国が、韓国に対する経済協力に積極的な熱意を示していることを指摘いたしたいと申します。このときがあたつて、韓国である日本が、これに対しでき得る限りの協力の手を差し伸べることこそ、日本国民の国際的、道義的責務であると申しても過言ではないと信じます。私は、このような観点から、わが国が韓国に供与する有償無償の経済協力についても、国民各位の十分の御理解が得られるものと確信いたします。

最後に、韓国政権を非民主的不安定な政権と断じ、これを相手とすべからずとの主張が一部にあります。韓国におきましては、昨年十月十五日に大統領選挙を行ない、民主共和党から立候補した朴正熙氏が当選し、統いて十一月二十六日の国会議員選挙におきましては、民主共和党が全議席百七十五のうち百十議席を獲得し、単独で院内の安全勢力を確保し、軍事政権がその成立の当初公約した民政の移管が実現したのであります。そして、この大統領選挙と国会議員の選挙が、いずれも自由かつ公正に行なわれたことは、国連朝鮮統一復興委員会の報告によつて確認されたところであります。私は、このようすに民主的に選出された韓国政府を相手として、日韓両国の国交正常化のための話し合いを行なうことは、国際的に見ても当然の常識であると信ずるものであります。民主主義体制をとる韓国内部において、現在の日韓交渉に対し批判ないし反対の声があることは承知しており、ここ数日來の学生運動を中心とした動きについても、その背景や影響につき注意深く観察しておりますが、韓国国民の大半は、両国の国交正常化それ自体には反対しておらず、むしろ、これを強く希望していることは、最近行なわれた世論調査の結果を見ても明らかであります。

Q

○議長(重宗雄三君) ただだ
に対し、質疑の通告がござ
言を許します。森元治郎君

韓國交正常化自体は両国が当然なすべきことであるとの点において一致し、さらに世論調査の結果も賛成論が圧倒的に多く、反対論は微々たるものであることを示しております。私は、このような日韓国交正常化に対する国民的支持を背景として、国民各位の納得のいく内容をもつて懸案が解決されるよう銳意努力を傾ける所存であります。

ここに、国民各位の一そらの御支持と御協力を願つて、報告を終わります。（拍手）

○議長（重宗雄三君） ただいまの報告に対し、質疑の通告がござります。発言を許します。森元治郎君。

〔森元治郎君登壇、拍手〕

○森元治郎君 私は、日本社会党を代表して、日韓会談に関する外務大臣の報告について、政府の所信をただしたいと思います。

ただいまの御報告は、報告ではなくて、内容を伏せておいて、自分に有利な見解だけを、いたただかに国民に押しつけようとするだけのものであります。（拍手）われわれは中間報告を要求しておるのであります。なぜ、これをしないのでありますか。外相、農相ら交渉当事者が、「主張に相当な開きがある」というのに、殘る会期わずかの今国会で、調印から批准まで強行しよ

うとするのか、理由を明らかにしてもらいたいのです。

また、伝えられるよう、總理が、來たるべき自民党總裁三選への挙党競争勢づくりの具に供されるとすれば、國を誤るものであります。總理の所信を伺います。

（）二、三日来、韓国における日韓議員の総辞職決議など、極度に動搖している政治情勢を、政府はいかに認識しておられますか。外務大臣は、「交渉のやり方に反対しただけで、デモをやられるのは民主体制だからである」と、事もなげに言われておりますが、このような事態の把握は危険千万であります。彼らの声を聞けば、屈辱外交反対であり、日本の經濟侵略、帝国主義再来への警告であり、金議長の本国召喚、朴政権の恐怖政治打倒であります。しかもも彼らは、韓国政治を左右する実力のある学生、民主主義政治家たちであることに、注目しなければなりません。このことは、すなわち、ただいまの報告で朴政権はりっぱな民主的政府であるとしているのは大きな見そこないであります。政府は何とこれを遊離した独裁政権であり、しかも、きわめて不安定なものであることを露呈したものであります。政府は何とこれを弁明するつもりでありますか。以上のような認識不足と韓国的情勢では、交渉事は進めてはいけません。直ちに

会談は中止すべきであります。総理大臣からお伺いをいたします。

そもそも日韓交渉に臨む態度が根本的に間違っております。それは、アメリカの誤った極東反共政策、国家を玉砕玉に分けようとするその考え方を追隨していることになります。どこに池田総理の言う大國の矜持や自主性がありましよう。日韓会談の経緯を見ると、韓国が最も期待しているのは金と経済協力のように見えます。一方、池田内閣は、韓国を防共のとりとすること、新しい市場の開拓と安労働力がねらいのよう見られます。こんなことでは、万一まとまっても必ず來に禍根を残すことと思ひます。客情勢は会談の続行に非であります。されども総理は、われわれの反対を固くの一部のものとして、政治家たるものには反対は覺悟の上であるというふうにな、安価な悲壮感で進められては、危險であり、國を誤るものであります。次に、政府は、韓国人は北をきらであろうと見てゐるのではないか。かし、北も南とともに朝鮮民族であります。独立したのは一つの朝鮮であります。國交の正常化といならば、れとやる以外にはないであります。いつ統一できるかわからないものを置るのは不自然であると言います。が、池田内閣がなくなつても朝鮮はここにあります。國交関係はそんな安

朝鮮は日本植民地から独立したものであります。日本が当面なすべきことは、相互の敵視をあおるようなことをやめて、南北鮮融和提携ムードを作ることにあります。そうしてまず、両鮮みずから手によって水入らずの話し合いの機会を持つことを期待することが先決であります。外的条件としては中共の国連加盟促進もあります。国連の正しい支援も必要でしょう。いずれにせよ、北東アジアの永久平和と繁栄は、統一朝鮮政府のもとで初めて可能であると信じます。国連監視下の全鮮自由選挙を北鮮が受諾することが統一可能にする条件であると言いますが、それはあまりにお粗末過ぎます。会談が成立したら、近隣情勢にどんなよくな影響を与えると思うか、その展望も整理から伺いたいと思います。

なお、これに関連して、朝鮮に駐留するいわゆる国連軍、国連の旗を持つたアメリカ軍の存在についてお伺いいたします。私は、北との休戦後十一年を経過したのでありますから、国連軍というアメリカ軍は撤退すべきではな

いか。少なくとも真剣に考慮する時期に達していると思います。もちろん、そこにはむずかしい問題はたくさんあります。が、その作業に取り組むことが大きな国際政治であると思ひます。総理の御所見を伺います。

防衛庁長官に一点だけお尋ねをいたします。国交正常化すれば、駐在武官の交換、あるいは軍艦の儀礼的訪問往来、ときには共同演習、訓練など軍事面の協力が行なわれるのが普通であります。しかし、日本の場合、平和憲法のもとで、これは、やれないことと私たちには承知しておりますが、この点に関する長官の御意見をお聞かせ願いたいと思います。

ただいまの外相報告に国民を惑わす議論があるので、これを正しておきたく思います。何かというと、国連の決議によつて韓国は朝鮮の唯一の合法政府であるという点を押しつけております。しかし、一九四八年のこの決議は勧告であります。拘束力はありません。当時日本はまだ国連に加盟しておりません。そうして決議は、早い話が、韓国内にできた合法政府であります。が、これを全鮮の正統政府とみなしました。みなししたというだけの話であります。北鮮政府の存在を否定することにはならないのであります。国際政治は大きく流動しておりますから、古証文ばかりひねくるのは、大して政治のプラスにはなりません。

第二には、韓国は北鮮と比べて多数の国から承認されておるから、いい国だと言いたいのでしょうか、これは美人投票ではないのであります。承認するかしないかは、承認国の存念次第であります。数は意味がありません。こ

次に、会談そのものについてお尋ねをいたします。きのう正午、朴大統領は、李ラインを死守せよというデモ学生に対し、「諸君の要求を反映して最後まで主張の貫徹をはかるよう出席代表団に訓令した」と言い、国会では、与野党一致して、李ラインを認めない場合には会談中止をしろというようなことを報じております。いまや日韓会談の成否は、李ラインの一点にしばられてまいりました。総理は公約どおり、公海に排他的国家主権を行使し、公海自由の原則を無視する不当不法な李ラインは、絶対に認めないと再確認すべきであります。政府は李ラインの撤廃を前提に交渉していると、しばしば言いますが、われわれには、政府の望む漁業協定がまとまれば必要がなく、自動的に解消されるのだ。逆に言えば、韓国の人らいどおり、李ライン一ぱいに共同規制水域を設けることによってなくなるのだ。ラインとしてではなくなるのだが、面としては残るといふような、すつきりしない印象を受けるのであります。あるいはすでに双方の間で、李ライン撤廃の默契ができるのか、あるいは刺激をおそれて会談を進めるというのは、ナンセンスではありませんか。会談決裂は決

定的となつたと思うが、総理の御所見を伺いたい。

また、この李ラインというものは二つの性格があるのです。漁業規制といふ面と国防上の理由という、二つの面が海洋主権宣言の経過にあるのであります。ところが、一つの漁業規制だけはいいのだ、国防ラインは自分は知らないというようなことを外務大臣は言つておりますが、これは非常に危険であります。あくまでもわれわれは、李ラインにかかる国防ラインなどは認められない。政府はこの点異論がないと思いますが、大平外相から御答弁をいただきます。

次は、日韓関係の基本関係であります。基本関係をあと回しにして交渉しているというのは、これは驚くばかりません。総理は、「韓国の現に支配する地域」の問題に関して、よく北緯三十八度線の北とか南とか言いますが、そんなものは法的には存在しないのです。「現に支配する地域」とはどこを言うのでしょうか。支配権の北限は三十八度線ですか。それとも、朝鮮休戦協定によつて南北対峙しておりますいわゆる休戦ラインを言うのか、あるいはそのほかにあるのか、総理から伺います。

漁業について伺います。交渉の現段階の要点を伺います。ことに、濟州島と本土の間を国内河川や内海と同じような内水面として、漁撈を禁じ、船舶の

自由航行を禁止するという態度を向こうがとつておりますが、きわめて不當であります。赤城農相は、赤城私案なるものをもつてたな上げをしていました。うとい態度でありますのが、はなはだこれは見違いであります。あくまでがんばらなければなりません。私の案の内容を伺いたいことと、このようないかんの態度で譲るならば、この方面の日本の漁業は大打撃をこうむるでしょう。零細漁業も壊滅のおそれがあります。いまの交渉の段階で、どちらの日本側が不利であるか、数字をもつて示してもらいたい。なお、大型漁船に比べて、零細漁業者への心づかが足りないよう見受けますが、大臣の御説明をいただきます。

次に、竹島の問題であります。これくらい明白なものはないのですが、政府当局の意見を伺います。赤城農林大臣の御説明をいたします。

次に、竹島の問題であります。これくらい明白なものはないのですが、政府当局の意見を伺います。赤城農林大臣の御説明をいたします。

次に、竹島の問題であります。これくらい明白なものはないのですが、政府当局の意見を伺います。赤城農林大臣の御説明をいたします。

次に、竹島の問題であります。これくらい明白なものはないのですが、政府当局の意見を伺います。赤城農林大臣の御説明をいたします。

次に、竹島の問題であります。これくらい明白なものはないのですが、政府当局の意見を伺います。赤城農林大臣の御説明をいたします。

次に、竹島の問題であります。これくらい明白なものはないのですが、政府当局の意見を伺います。赤城農林大臣の御説明をいたします。

○國務大臣池田勇人君登壇、拍手

〔國務大臣池田勇人君登壇、拍手〕

○國務大臣池田勇人君登壇、拍手

○國務大臣池田勇人君登壇、拍手

これが要するに、日韓会談を見ますと、民族間の友好関係の樹立の土台には得し得るような状態でいくべく努力しておるのであります。こういう重要な外交問題を、国内政治の問題とからませ、ことに一身上の問題としてどうこ

とが、長い間の将来に向かつて両国民が納得し得るような状態でいくべく努力しておるのであります。こういう重要な外交問題を、国内政治の問題とからませ、ことに一身上の問題としてどうこ

とが、長い間の将来に向かつて両国民が納得し得るような状態でいくべく努力しておるのであります。こういう重要な外交問題を、国内政治の問題とからませ、ことに一身上の問題としてどうこ

の後、撤退の問題につきましては、既成事実は、やはり国連の決議として認められておることをはつきり申し上げておきます。

李ライイン問題につきましては、私が両院で答えておるとおりを言つております。われわれは初めから李ライインを認めておるのではありません。また、國交正常化した場合に、今まで向こうの言つているような李ライインがあつて正常化できるものではないということは、理の当然でございます。

なお、南鮮の問題につきまして、三十八度線あるいは一九五三年七月の休戦協定による線か、これは両方ともいわゆる権威がある線でございま

す。しかし、われわれは、三十八度線と、そして休戦協定による、三十八度

線よりも東部は北のほう、西部は南のほうに少し寄つておりますが、そのい

ずれを認めるということでなしに、われわれは南鮮というものは韓国政府が実

際に支配しておる地域と、こういう考

えで進んでおるのであります。

私はたびたび申し上げますごとく、この日本の重大外交問題でございます。

以下のお答え申しあげます。(拍手)

〔國務大臣大平正芳君登壇、拍手〕

李ライイン問題につきましては、私は、確かに理論的な問題は私は残るところがどうそれに答えるかということにして、いろいろな見解、御批判がございましたが、私どもは、いま總理からお示しがありましたように、損とか得とかいうことより以前に、國交を正常化するというきわめてハンドブルな仕事をやつておるわけでございます。

それから承認の七十三カ国を引用いたしましたのは、これは事實として申し上げたわけございまして、森さんが御指摘のように、私どもは、よく引

用する一九四八年の国連の決議におけるということは言つておりません。

たしましたのは、これは事實として申し上げたわけございまして、森さん

が御指摘のように、私どもは、よく引

用する一九四八年の国連の決議におけることは言つておりません。

ましても、韓国政府が全鮮を支配しておるといふことは言つております。

それから、朝鮮自由往来の問題でござりますが、これは、たびたび申し

上げておりますように、日本にどうい

う外国人を入國せしめるかということは、これは日本の国が判断し、きめて

よろしいことでございますが、それは、日本の國益から考えまして有害で

ないという保証がなければならぬのでございます。北鮮自由往来の問題につ

きましては、非常に大規模の往来実現の運動がございまして、先般もこの本

會議におきまして申し上げたように、

韓國と我が國との軍事的協力は全く

考えておりません。したがいまして、自衛隊と韓國軍が共同で演習いたしま

します。

〔國務大臣福田篤泰君登壇、拍手〕

韓國と我が國との軍事的協力は全く考えておりません。したがいまして、自衛隊と韓國軍が共同で演習いたしまして、あるいは訓練するということを考えたわけでございます。

防衛駐在官につきましては、現在歐米並びにアジアのおもな國八カ国に一

名ずつ外務省の公務員の資格で派遣いたしておりますが、これは、軍事的協

力の意味は全くございません。本年は

インドを予定いたしておりますが、将

○國務大臣(大平正芳君) 私の報告が不十分であるという御指摘でござります。われわれは初めから李ライインを認めさせておるのではありません。また、國交正常化した場合に、いままで向こうの言つているような李ライインがあつて正常化できるものではないということは、理の当然でございます。

それから、日韓会談の性格につきま

していろいろな見解、御批判がございま

ましたが、私どもは、いま總理からお

示しがありましたように、損とか得と

かということより以前に、國交を正常

化するというきわめてハンドブルな仕事

をやつておるわけでございます。

それから承認の七十三カ国を引用い

たしましたのは、これは事實として申

し上げたわけございまして、森さん

が御指摘のように、私どもは、よく引

用する一九四八年の国連の決議におき

ましたのは、これは事實として申

<p

ます。しかし、私のほうといたしましては、内水を済州島と韓国本土との間に設けるということは、これは反対でございます。反対でございますので、私のほうといたしましては、そういうものを認めない、こういう態度で進んでおります。

それから、俗に言われておりますところの赤城私案といふようなものの内容はどんなものであるかといふ、こういうお尋ねでござりますが、いろいろ赤城私案というふうなものが言われておりますけれども、私どもは、外務大臣の報告にもありましたように、魚族資源の最大の持続的な生産性を保つて、こうというわけで、專管水域を設け、その専管水域の外側に共同規制区域を設けて、そして公平妥当な魚類の生産分配をしよう、こういう態度で進んでおりますので、その線の引き方等におきましても、国際条約、国際慣行、こういうものに従つた線の引き方をするということ以外に、特に赤城私案といふようなものを持つておりません。

昭和三十九年三月二十七日 参議院会議録第十三号

原爆被爆者援護強化に関する決議案

○藤野繁雄君登壇、拍手

右決議する。

○藤野繁雄君登壇、拍手

安定期立つよう努めるべきである。

した原爆被爆者援護強化に関する決議案につきまして、発議者を代表して提案の趣旨を御説明申し上げます。

まず案文を朗読いたします。

〔藤野繁雄君登壇、拍手〕

うちには、あるいは原爆熱線による
みにくいケロイドの痛ましい傷痕のゆ
えに、悲歎にくれている人々があります
す。あるいは放射能に起因する白血球
病、肺臓、肝臓その他のガン、白血球症等
減少症、悪性貧血症等にさいなまれ
て、病床に呻吟している人たちがあります
ます。また、原爆おとめのみならず、

外形上何らの傷を持たないおとめの中にも、結婚を敬遠している若い女性群があるのであります。そして、これらの原爆症による死亡や精神的不安に基づく厭世観による自殺者が相次いでいるという現実を、われわれは忘れてはならないと考えるのであります。

これらの悲しむべき不幸の原因が、当時予測もできなかつた悲惨な原子弹弾の被爆に基づくものであることにかんがみ、昭和三十二年四月、原子爆弾被爆者の医療等に関する法律が制定され、主として原爆症を中心とした医療について特別措置がなされたのであります。しかし、近時、わが国の経済力の回復に伴つて、戦争犠牲者に対する救済の立法が次々となされております。さらに今国会には、旧金鷗勅章年金受給者に関する特別措置法案が提案されております。このような戦後処理の措置が次々と講じられつつある情勢にかんがみまして、原爆被爆者に対する措置も、その健康面及び精神面の特殊な状態に適応すべく一そりの拡充がはかられるべきであると考えるのであります。

この趣旨を実現するためには、まず第一に、被爆者に対する健康管理の徹底が期せられるべきであります。そのためには、新たに被爆者ドックを設けて、現在の健康診断のほかに、徹底的な精密検査をも実施し、それに基づいて健康維持上必要な指示指導がなさる

1 この法律は、昭和三十九年七月一日から施行する。

(任命のために必要な行為)

2 この法律の施行に伴い新たに任命されることとなる委員について

命されることがあります。第二十七条第一項に規定する

委員の任命のために必要な行為

は、前項の規定にかかわらず、こ

の法律の施行前においても行なう

ことができる。

(委員の任命手続の特例)

3 第二十七条第二項及び第三項の規定は、この法律の施行に伴い新たに任命されることとなる委員の

任命について準用する。

(委員の任期の特例)

4 この法律の施行に伴い新たに任命される委員の任期は、第二十八

条第一項本文の規定にかかわらず、内閣総理大臣の定めるところにより、一人は三年とし、一人は

二年とし、一人は一年とする。

橋労働大臣は、大橋労働大臣及び政府委員に対し、労働保険審査会の受理事件の概況、処理状況、審査会事務室の機構、職務等に関する熱心な質疑が行なわれ、特に、審査会の独立性を確保するため独立の事務局を設けるべきではないかとの質疑に対し、大

橋労働大臣から、「御意見」もつとも

と考えます、関係各省と交渉調整の必

要がありますが、御意見の方向で努力

が、詳細は会議録によつて御承知を願

び結果を報告いたします。

本法律案は、労働保険審査会の受理事件の増加傾向にかんがみ、その迅速適正な処理をはからんとするものであ

ります。政府原案の要旨は、第一に、労働保険審査会の委員を三名増加して六名とすること。

〔議長退席、副議長着席〕

第二に、労働者災害補償保険法、失業保険法、炭鉱離職者臨時措置法によ

る再審査請求及び中小企業退職金共済法による審査申し立てに関する受理事

件を、委員三名の合議体で分担処理す

ること。第三に、委員全員の合議体で

受理事件以外の会務を処理し、審査会が定める場合には受理事件を処理する

こと等であります。

本法律案は衆議院において修正せら

れ、委員全員の合議体で受理事件を処理する場合を具体的に規定されました。

委員会においては、大橋労働大臣及

び政府委員に対し、労働保険審査会の

受理事件の概況、処理状況、審査会事

務室の機構、職務等に関する熱心な

質疑が行なわれ、特に、審査会の独立

性を確保するため独立の事務局を設け

るべきではないかとの質疑に対し、大

橋労働大臣から、「御意見」もつとも

と考えます、関係各省と交渉調整の必

要がありますが、御意見の方向で努力

が、詳細は会議録によつて御承知を願

び結果を報告いたします。

質疑を終わり、討論に入りましたと

ころ、藤田藤太郎委員から、審査会事務機構の独立強化を要望して本法律案

を可決した。

に賛成する旨の発言があり、次いで採決の結果、本法律案は、全会一致をもって、衆議院送付案のとおり可決す

べきものと決定いたしました。

以上報告いたします。(拍手)

○副議長(重政庸徳君) 別に御発言もなければ、これより採決をいたしま

す。

本案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

本案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めました。

○副議長(重政庸徳君) 総員起立と認めます。よつて本案は、全会一致をもつて可決せられました。

題名を次のように改めます。

奄美群島復興特別措置法(昭和二十九年法律第百八十九号)の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

まず委員長の報告を求めます。地方行政委員長竹中恒天君。

奄美群島振興特別措置法

○副議長(重政庸徳君) 日程第五、奄美群島復興特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

本則中「復興計画」を「振興計画」に改める。

第一條中「國るとともに」を「國る

ため及び主要産業の育成等の措置を講ずることにより」に改める。

第二条第一項及び第二項を次のように改める。

振興計画は、次に掲げる事業につき定めるものとする。

一 糖業、林業、畜産等の主要産業の振興事業

二 道路、港湾等の産業基盤施設の整備事業

三 防災及び国土保全施設の整備事業

奄美群島復興特別措置法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれ

を可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

奄美群島の振興に関し必要な事務機構の独立強化を要望して本法律案

を可決した。

参議院議長重宗雄三殿

衆議院議長 船田 中

奄美群島復興特別措置法の一部を改正する法律案

奄美群島復興特別措置法の一部を改正する法律案

奄美群島復興特別措置法(昭和二十九年法律第百八十九号)の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

第四条(見出しを含む)中「復興実施計画」に改め、同条第二項中「奄美群島復興審議会」を「奄美群島振興審議会」に改め、同条第五項を削る。

第五条(見出しを含む)中「経費の支弁及び」を削り、同条第一項を削り、同条第二項中「別表第二」を「別表」に改め、同項を同条第一項とし、同条第三項第一号中「産業復興」を「産業振興」に改め、同項第五号中「復興」を「振興」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項を同条第三項とし、同条第五項中「第二項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第六項を同条第五項とする。

第六条の見出し中「経費の支弁及び」を削り、同条第一項を削り、同条第二項中「別表第二」を「別表」に改め、同項を同条第一項とし、同条第三項第一号中「産業復興」を「産業振興」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項を同条第三項とし、同条第五項中「第二項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第六項を同条第五項とする。

第七条(見出しを含む)中「奄美群島復興審議会」を「奄美群島振興審議会」に改める。

第八条(見出しを含む)中「復興」を「振興」に改める。

第九条(見出しを含む)中「復興」を「振興」に改める。

第十条(見出しを含む)中「復興」を「振興」に改める。

六 前各号に掲げるもののほか、奄美群島の振興に関し必要な事務機構の独立強化を要望して本法律案

を可決した。

2 前項の振興計画は、昭和三十九年度を初年度として五箇年を目途として達成されるような内容のものでなければならない。

第三条第二項中「奄美群島復興審議会」を「奄美群島振興審議会」に改め、同条第五項を削る。

第四条(見出しを含む)中「復興実施計画」に改め、同条第二項中「奄美群島復興審議会」を「奄美群島振興審議会」に改め、同条第五項を削る。

第五条(見出しを含む)中「経費の支弁及び」を削り、同条第一項を削り、同条第二項中「別表第二」を「別表」に改め、同項を同条第一項とし、同条第三項第一号中「産業復興」を「産業振興」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項を同条第三項とし、同条第五項中「第二項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第六項を同条第五項とする。

第六条の見出し中「経費の支弁及び」を削り、同条第一項を削り、同条第二項中「別表第二」を「別表」に改め、同項を同条第一項とし、同条第三項第一号中「産業復興」を「産業振興」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項を同条第三項とし、同条第五項中「第二項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第六項を同条第五項とする。

第七条(見出しを含む)中「復興」を「振興」に改める。

第八条(見出しを含む)中「復興」を「振興」に改める。

第九条(見出しを含む)中「復興」を「振興」に改める。

第十条(見出しを含む)中「復興」を「振興」に改める。

昭和三十九年三月二十七日 参議院会議録第十三号

奄美群島復興特別措置法の一部を改正する法律案

土地区画整理	社会福祉施設	文教施設	林業施設	土地改良	海岸	海	基 金 に 追 加 す る と き る。 規 定 に よ る 國 の 出 資 額 は、 そ の 出 資 額 を 増 加 す る もの と す る。
土地区画整理法(昭和二十九年法律第百十九号)第三条第三項の規定による土地区画整理事業で自治大臣が主務大臣と協議して指定するもの	地方公共団体の設置する保健、衛生及び社会福祉施設の整備で自治大臣が主務大臣と協議して指定するもの	公立の文教施設の用に供する建物その他的工作物の新設及び改築、これららの敷地の取得及び整備並びに公立の文教施設の用に供する設備の新設及び改良で自治大臣が主務大臣と協議して指定するもの	林道、林地荒廃防止施設その他林地若しくは森林資源の利用又は保全上必要な林業用施設及び風害、水源の崩壊等の防護、なだれ若しくは落石の危険の失若しくは火災等の防備その他災害の防除に必要な保険や施設の建設及び補修並びに造林で自治大臣が主務大臣と協議して指定するもの	国土を保全するための防護のための施設に関する工事	岸又はこれに設置する堤防、護岸、突堤その他海岸を防護するための施設に関する工事	国土を保全するための防護のための施設に関する工事	基 金 に 追 加 す る と き る。 規 定 に よ る 國 の 出 資 額 は、 そ の 出 資 額 を 増 加 す る もの と す る。
三分の二	三分の一から三分の二まで	十分の六まで	十分の三から十分の七・五まで	十分の九	三十一年を「昭和四十四年三月三十日」に改める。	附則第一項中「昭和四十一年三月三十一年を「昭和四十四年三月三十日」に改める。	項」を「第十条の二第七項」に改め て、その資金を増加し、又は減少することができる。

第三条 この法律による改正前の奄美群島復興特別措置法（以下「旧法」という。）第四条の規定による復興実施計画に基づく事業で、昭和三十九年度以降に繰り越されたものの実施及び予算の執行については、なお従前の例による。ただし、自治大臣は、復興実施計画の変更について認可しようとするときは、あらかじめ奄美群島振興審議会の意見を聞かなければならぬ。

第四条 自治大臣は、旧法第六条第一項の規定により国が経費を支弁して実施した道路、河川、砂防、港湾、漁港及び海岸に係る事業に伴い取得した国有財産（旧法第五条第三項（同条第四項において準用する場合を含む。）の規定による港湾工事によつて生じた国有財産を除く。）で大蔵大臣との協議により定めるものを、国有財産法（昭和二十三年法律第七十三号）第八条及び第二十八条の規定にかかわらず、関係地方公共団体に譲与することができる。

第五条 旧法第五条第三項（同条第四項において準用する場合を含む。）の規定による港湾工事によつて生じた土地、工作物又は港湾施設の管理については、なお従前の例によ

実施した道路、河川、砂防、港湾、漁港及び海岸に係る事業に伴い取得した國の物品で大蔵大臣との協議により定めるものを、関係地方公共団体に譲与することができる。

第五条 この法律の施行の際現に旧法第十条に規定する職員である者は、別に辞令を発せられない限り、鹿児島県の職員となるものとする。

第六条 前四条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(登録税法の一部改正)

第七条 登録税法(明治二十九年法律第二十七号)の一部を次のように改正する。

第十九条第七号中「奄美群島復興信用基金」を「奄美群島振興信用基金」に、「奄美群島復興特別措置法」を「奄美群島振興特別措置法」に改め、同条第二十四号ノ二中「奄美群島復興基金」を「奄美群島振興基金」に、「奄美群島復興特別措置法第十条の二第九項」を「奄美群島振興特別措置法第十条の二第八項」に改める。

(印紙税法の一部改正)

第八条 印紙税法(明治三十二年法律第五十四号)の一部を次のように改正する。

第五条第九号ノ六中「奄美群島復興信用基金」を「奄美群島振興信用基金」に改める。

(所得稅法の一部改正)

第九条 所得稅法(昭和二十一年法律第二十七号)の一部を次のよう

第三条第一項第十二号中「奄美群島復興信用基金」を「奄美群島振興信用基金」に改正する。
第十条 法人税法（昭和二十二年法律第二十八号）の一部を次のようより改める。
（法人税法の一部改正）
第四条第二号中「奄美群島復興信用基金」を「奄美群島振興信用基金」に改める。
第五条第一項第十二号中「奄美群島復興信用基金」を「奄美群島振興信用基金」に改める。
第六条第一項第十二号中「奄美群島復興信用基金」を「奄美群島振興信用基金」に改める。
第七条第一項第十二号中「奄美群島復興信用基金」を「奄美群島振興信用基金」に改める。
第八条第一項第十二号中「奄美群島復興信用基金」を「奄美群島振興信用基金」に改める。
第九条第一項第十二号中「奄美群島復興信用基金」を「奄美群島振興信用基金」に改める。
第十条第一項第十二号中「奄美群島復興信用基金」を「奄美群島振興信用基金」に改める。
第十二条 法律第二百二十六号の一部を次のように改める。
（地方税法の一部改正）
第七十二条の四第一項第二号中の「奄美群島復興信用基金」を「奄美群島振興信用基金」に改める。
群島振興信用基金」に改める。
（自治省設置法の一部改正）
第七条法律第二百六十一号の一部を次のように改める。
（自治省設置法の一部改正）
第七条法律第二百六十一号の一部を次のように改める。
（別措置法）
第四条第一項第十四号の六及び
第十条第五号の三中「奄美群島復興審議会」を「奄美群島振興審議会」に改め、同
条第二項中「奄美群島復興特別措
置法」を「奄美群島振興特別措
置法」に改める。
第五条第一項第十四号の六及び
第十条第五号の三中「奄美群島復興審議会」を「奄美群島振興審議会」に改め、同
条第二項中「奄美群島復興特別措
置法」を「奄美群島振興特別措
置法」に改める。
第六条第一項第十四号の六及び
第十条第五号の三中「奄美群島復興審議会」を「奄美群島振興審議会」に改め、同
条第二項中「奄美群島復興特別措
置法」を「奄美群島振興特別措
置法」に改める。
第七条第一項第十四号の六及び
第十条第五号の三中「奄美群島復興審議会」を「奄美群島振興審議会」に改め、同
条第二項中「奄美群島復興特別措
置法」を「奄美群島振興特別措
置法」に改める。
第八条第一項第十四号の六及び
第十条第五号の三中「奄美群島復興審議会」を「奄美群島振興審議会」に改め、同
条第二項中「奄美群島復興特別措
置法」を「奄美群島振興特別措
置法」に改める。
第九条第一項第十四号の六及び
第十条第五号の三中「奄美群島復興審議会」を「奄美群島振興審議会」に改め、同
条第二項中「奄美群島復興特別措
置法」を「奄美群島振興特別措
置法」に改める。
第十条第一項第十四号の六及び
第十条第五号の三中「奄美群島復興審議会」を「奄美群島振興審議会」に改め、同
条第二項中「奄美群島復興特別措
置法」を「奄美群島振興特別措
置法」に改める。

○竹中恒夫君登壇、拍手】
〔竹中恒夫君登壇、拍手〕

島振興実施計画との関係)に改め、同条中「奄美群島復興特別措置法」を「奄美群島振興特別措置法」に、「復興実施計画」を「振興実施計画」に改める。

を次のように改正する。

附則第四条の見出しを「(奄美群島振興実施計画との関係)」に改め、

島振興実施計画との関係)に改め、同条中「奄美群島復興特別措置法」を「奄美群島振興特別措置法」に、「復興実施計画」を「振興実施計画」に改める。

を聞いた後、当局との間に、振興計画案の完全遂行に必要かつ十分な財政措置を講ずること、基金の出資金の増額、融資条件の緩和、その他、電力料金低減策等について質疑応答を重ね、慎重審査を重ねましたが、その詳細については会議録によつて御承知願いたいのであります。

三月二十五日質疑を終局し、同二十六日討論に入りましたところ、日本本邦会党の修正案が提案され、林委員よりその趣旨説明がありました。

修正案の内容は、信用基金の融資業務に要する資金に對して国の出資額を追加するときは、当然に資本金が増加することとなる旨の改正規定を削除し、そのつど法律上に國の出資額を定めておこうとするものであります。

西田委員は自由民主党を、辻委員は公明会を、それぞれ代表して、修正案に反対、原案に賛成の旨を述べられました。

次いで採決いたしましたところ、修正案は少數をもつて否決され、本法律案は賛成多数をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上御報告を終わります。（拍手）

○副議長（重政庸徳君） 別に御発言がなければ、これより採決をいたします。

本案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長(重政庸徳君) 過半数と認め
ます。よつて本案は可決せられまし
た。

○副議長(重政庸徳君) 日程第六、放送法第三十七条规定に基づき、承認を求めるの件(衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。通
信委員長光村甚助君。

〔審査報告書は都合により第十六号末尾に掲載〕

放送法第三十七条第二項の規定に基づき、承認を求めるの件
放送法第三十七条第二項の規定に基づき、別冊日本放送協会昭和三十九年度収支予算、事業計画及び資金計画について、国会の承認を求める。

日本放送協会昭和三十九年度收支予算、事業計画及び資金計画

昭和三十九年度收支予算

予算總則 第一条 昭和三十九年度收支予算の 収入および支出を別表収支予算書 のとおり定める。

第三条 放送の受信についての契約を締結した者から徴収する受信料の月額は、三三〇円（ラジオのみの受信についての契約にあつては五〇円）とする。ただし、十二か月分を前納する者についての当該十二か月分は三、六三〇円（ラジオのみの受信についての契約にあつては五五〇円）、六か月分を前

第七条 事業量の増加等により、収入が予算額に比し増加するとときは、その増加額は、経営委員会の議決を経て、その一部または全部を事業のため直接必要とする経費を支出、借入金の返還または設備の新設、改善に充てることができること。

2 前項に定めるもののほか、職員の能率向上による企業経営の改善によって、収入が予算額に比し増加し、または経費を予定より節減

減額は、経営委員会の議決を経て、その一部を職員に対する特別の給与の支給に充てることができたときには、その増加額またに賃

第八条 前年度の決算において收支
剩余金があつた場合は、これを本
年度の前期繰越支剰余金に計上
し、経営委員会の議決を経て、借
入金の返還または設備の新設、改
善に充てることができる。

第九条 前年度の決算において収支
欠損金を生じた場合は、本予算中
事業支出を差し繰り補てんしなけ
ればならない。

第十一条 本予算中、資本収入において予定する放送債券は長期借入金に、また、長期借入金は放送債券にかかることができる。

昭和三十九年度収支に対する交付金が予算額を上回るときは、その増加額をもってそれ国際放送ならびに国際機関に於ける経費の支出に充てることができる。

第十二条 業務に関連ある調査研究等に対し、交付金、補助金等の収入があるときは、その金額は、調査研究に関係ある経費の支出に充てることができる。

昭和三十九年度事業計画

一 計画概説

送協会の事業運営については、昭和三十七年度を起点とする第二次六か年計画の第三年度としての諸計画を積極的に推進して、ラジオ、テレビジョン両放送の全国普及と国民の要望するすぐれた放送の実施につとめ、国民生活の充実向上に資する。

(一) ラジオ、テレビジョンとも全

国において放送の良好な受信ができるよう、ラジオにおいて、中波放送網の整備を行なうほか、前年度に引き続き全国主要地域に対するFM放送局の置局を進め、テレビジョンにおいては、総合、教育両放送網の早期完成目標とし、積極的に建設を推進する。

(二) ラジオ、テレビジョンとも放

送番組の向上刷新を図ることとし、特に教育テレビジョンにおいては、放送時間延長し、学校放送番組、通信教育番組等の充実につとめる。

また、オリエンピック東京大会においては、全力を駆使して放送の実施にあたるとともに、諸外国の放送機関に対する番組提供等についても万全を期する。放送番組の利用については、特に教育面への番組の利用促進を図るため、前年度に引き続き日本放送協会学園高等学校の運営に対する助成、へき地の中学校および公民館に対する受像機の贈呈等を行なう。また、第

るため、調査研究活動を強化するとともに、その成果を広く一般に公開して、わが国放送文化の発展に資する。

二回世界ラジオ、テレビジョン学校放送会議を開催して学校放送の振興と番組制作の向上に資する。

四 受信契約者の普及について

は、建設計画の推進とあいまつて、受信者の開拓につとめ、極力受信契約者の増加を図る。特に、へき地、離島等電力事情の悪い地域およびUHFテレビジョンの置局地域における対策を進める。

(一) 経営管理については、事業規模の拡大に伴う業務の増大に対して、経営全般にわたり合理化と業務効率の向上を図るために、事務の機械化、職員に対する教育訓練等を積極的に進めることによる。また、給与についても、適正な水準の維持を図る。

二 建設計画

建設計画については、ラジオ放送網およびテレビ放送網の建設に五十四億一、九〇〇万円、演奏所の整備および放送設備の充実、改善に一二二億一〇〇万円、研究施設等の整備に三億八、〇〇〇万円、総額一八〇億円をもつて施工する。

(一) ラジオ、テレビ放送網計画

放送の受信困難な地域の解消と外国電波による混信の防止を図るため、函館ほか四局の放送局の増強を行なうほか、中継放送局二局の建設、第三放送二局の増設を実施する。また、FMの放送の開発普及を図るため、甲府ほか二三局のFM放送局を建設する。

四 放送設備整備計画

放送番組の拡充と放送の良質化のため、ラジオ放送設備においては、音声調整装置、中継用無線回線設備、電源設備、録音設備等の改善整備を行ない、テレビジョン放送設備においては、録画設備、フィルム送像設備、スタジオ設備等の整備を行なう。

(二) 国内放送

ア ラジオにおいては、前年度より第一放送一日一九時間、第二放送一日一八時間、第三放送一日一八時間の放送時間により、特色ある番組を効果的に編成する。

ア ラジオにおいては、前年度

より第一放送一日一九時

間、第二放送一日一八時

間、第三放送一日一八時

間の放送時間により、特色あ

る番組を効果的に編成する。

特に、FM放送においては、放送実施局の増加に即応し、

FMのすぐれた特性を活用し

て、普及を促進する番組、ス

テレオ番組等について編成を

行なう。テレビジョンにおい

ては、総合放送は、前年度の

とおり一日一八時間の放送時

間により、広く一般の受信者

を対象とした普遍性のある番

五 研究設備、一般施設その他の整備計画

放送技術、放送番組面における調査、研究の進展に対処し

て、研究用設備、調査用機器等の整備を図るとともに、一般施設については、事務の機械化のための機器の整備、事務室、宿舎の増改築等を行なう。

これらに要する経費は、一三億八、〇〇〇万円である。

六 営業運営計画

これまでの建設を完成し、一五局の建設に着手する。また、

伊勢ほか六一局の建設を完成し、一五局の建設に着手す

る。これに要する経費は、三五億一、六〇〇万円である。

これらに要する経費は、三五億一、六〇〇万円である。

組の編成につとめ、教育放送は、前年度の放送時間に対し、一時間三〇分増加して一日二三時間三〇分とし、学校放送番組、通信教育番組はじめ、青少年および一般社会人を対象とする教育番組を中心として編成する。さらに、テレビジョンのローカル放送において、放送時間を増加し、一日平均一時間の放送時間により、地域社会に直結した番組の編成につとめるほか、カラーテレビジョン放送においても、放送時間を増加して一日二時間の放送を行なう。

また、国内および海外における報道取材網の整備、番組交換業務の拡充、放送番組の利用促進等の諸計画を実施するほか、オリンピック東京大会においては、全力を結集して放送の実施にあたる。

このため、番組関係に要する経費の総額は、一二四億六二三万三千円である。

ア 有料契約者見込数		区 分	昭和三十九年度	
年 度 初 頭 契 約 者 数	年 度 内 新 規 契 約 者 数		増	減
一五、三四〇、〇〇〇	一三、三四〇、〇〇〇		二、〇〇〇、〇〇〇	
二、五五〇、〇〇〇	三、二一〇、〇〇〇		△ 六五〇、〇〇〇	
一、二五〇、〇〇〇	一、二〇〇、〇〇〇		五〇、〇〇〇	
一、三一〇、〇〇〇	二、〇〇〇、〇〇〇	△	七〇〇、〇〇〇	

イ 受信料免除者見込数

イ 受信料免除者見込数		区 分	昭和三十九年度	
年 度 初 頭 免 除 者 数	年 度 内 新 規 免 除 者 数		増	減
五七、〇〇〇	四一、九〇〇		一五、一〇〇	
一二、〇〇〇	一五、六〇〇		△ 二、九〇〇	
七〇〇	五〇〇		二〇〇	
一五、一〇〇	△ 三、一〇〇		二〇〇	

四 受信契約者数

(丁) 放送受信契約甲		区 分	昭和三十九年度	
年 度 初 頭 免 除 者 数	年 度 内 新 規 免 除 者 数		増	減
五七、〇〇〇	四一、九〇〇		一五、一〇〇	
一二、七〇〇	一五、六〇〇		△ 二、九〇〇	
七〇〇	五〇〇		二〇〇	
一五、一〇〇	△ 三、一〇〇		二〇〇	

納を期する。

このため、前年度四六億一、

一万六千円に対し、一三億三、

一五万五千円の増額となり、総

額一九六億六、六七〇万一千円

である。

ある。

四 調査研究関係

調査研究関係については、番組面においてラジオおよびテレビジョン番組の聴視率調査、

オリンピック番組聴視状況の総

額五〇億二、一六六万六千円で

ある。すなわち、広報および受

信改善関係に一五億四、九七四

万七千円、契約収納関係に三四

億七、一九一万九千円である。

このため、前年度四六億一、

九五六万二千円に対し、四億二

〇万四千円の増額となり、総

額一〇万四千円である。

昭和三十九年三月二十七日 参議院会議録第十三号 放送法第三十七条第二項の規定に基づき、承認を求める件

(二) 放送受信契約乙

ア 有料契約者見込数

区 分	昭和三十九年度	昭和三十八年度	増 減
年度初頭契約者数	二、八六一、〇〇〇	四、〇四〇、〇〇〇	△ 一、一七九、〇〇〇
年度内新規契約者数	八三〇、〇〇〇	九〇〇、〇〇〇	△ 七〇、〇〇〇
年度内廃止契約者数	一、六三〇、〇〇〇	二、〇五〇、〇〇〇	△ 四二〇、〇〇〇
年度内增加契約者数	△ 八〇〇、〇〇〇	△ 一、一五〇、〇〇〇	△ 三五〇、〇〇〇

別表

以上入金額合計は、七一八億九、九九二万二千円である
計八二億五
五四五万三千円を見込む

事業経費四六一億三、一八二万九千円、放送設備建設改修費一八〇億円、放送債券返済金九億九、六〇〇万円、長期借入金返済金一〇億一、九〇八万二千円、放送債券返済法定積立金三億一、三二六万円、予備金四億円、放送債券利息等二九億一、九六三万七千円をあわせ、合計七一七億七、八八〇万八千円である。

(单位千円)

区 分		第一・四半期	第二・四半期	第三・四半期	第四・四半期	合 計
一	前期繰越金	六五〇,〇〇〇	九九二,二八八	一八、七九九、一九三	九九四、九八九	一、八、九九、九二二
二	受 契 約 信	料 甲 乙	一五、七六六、六六六	一五、七六六、六六九	一六、〇四五、五三一	六三、六四、四九五
三	放 送 債 券	長 期 借 入 金	一五、四七七、八六六	一五、四七七、一三三	一五、七七七、六六五	六三、一七五、五九四
四	雜 収 入	交 付 金 収 入	一五、〇九五、〇〇〇	一五、三七七、五六六	一五、七七七、八六六	一、四五〇、八六五
	固定資産売却代	放送債券返済金	一五、三四〇、〇〇〇	九九〇,〇〇〇	一、四五五、〇〇〇	三、九五〇、〇〇〇
	戻入金	事 業 経 費	一五、七四〇、七四	〇	一、〇〇〇、〇〇〇	三、三四〇、〇〇〇
	前 受 金 等	修 放 設 備 建 設 改	一五、七三〇、八六四	一五、七三〇、八六四	一、〇〇〇、〇〇〇	一、三三、八六四
	支 金	費	一五、七五〇	六、七五〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、三三、八六四
	業 経 費		一五、七五〇	六、七五〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、三三、八六四
	予 備 金	修 放 設 備 建 設 改	一五、七五〇	六、七五〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、三三、八六四
	後期繰越金	放送債券返済	一五、七五〇	六、七五〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、三三、八六四
	法定積立金	長期借入金返済	一五、七五〇	六、七五〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、三三、八六四
	予 備 金	放送債券返済	一五、七五〇	六、七五〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、三三、八六四
	後期繰越金		一五、七五〇	六、七五〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、三三、八六四

昭和三十九年度収支予算および事業計画に基づく本年度における資金計画は、次のとおりである。

受信料収入については、放送受信契約甲において年度初頭契約者数一五三四万、年度内増加契約者数二三〇万、これによる受信料収入予算六二八億二、一八一万二千円から年度内に収納に至らないものを控除した受信料収納額六二億九、三五九万四千円、放送受信契約乙において年度初頭受信契約者数二八六万一千、年度内契約者数の減少八〇万、これによる受信料収入予算一四億六、五五二万円から年度内に収納に至らないものを控除した受信料収納額一四億五、〇八六万五千円、計六三六億四、四四五万九千円を予定する。

このほか、国際放送関係政府交付金一億二、二四四万三千円、選舉放送関係交付金四一万四千円、受入利息、巡回相談収入等の雑収入六億四、五四五万六千円、放送債券四〇億円による入金三九億六千万円、長期借入金三三億四、〇〇〇万円、固定資産売却代金二、七〇〇万円、放送債券返済法定積立金からのれい入額八億二、七五〇万円、前受金等三億三、二六四万円、

昭和三十九年二月

日本放送協会昭和三十九年度収支予算、事業計画及び資金計画に対する意見書

郵政大臣

意見書

日本放送協会の昭和三十九年度収支予算、事業計画および資金計画は、おおむね適當である。

なお、事業計画を実施するにあたっては、能率の向上、経費の節減に努めるとともに、次の事項に配意すべきものと考える。

一 教育放送については、さらに番組内容の充実をはかるとともに、

その利用促進についての具体的施策を推進し、教育放送の効用が最大限に發揮されるようつとめること

こと

二 テレビジョン放送の難視聴地域の解消については、極力建設の合理化を進め、置局の促進をはかり積極的にこれを推進すること

三 UHF帯によるテレビジョン放送および実用化試験のための超短

波放送が行なわれている地域における受信機普及についての具体的方策をたて、これが積極的推進をはかること

四 オリンピック東京大会の放送の実施にあたつては、放送を通じて積極的に国際親善に寄与するとともに、放送の効果が最大限に發揮されるよう努力し、あわせて放送番組の諸外国の放送機関等への提供についても遺憾のないよう配意すること

五 収入が予算額に比し増加したときは、その増加額を、極力長期負債の返還にあてるとともに、テレビジョン放送の難視聴地域の解消をはかるよう置局の促進のための建設資金にふりむけることとする

六 放入が予算額に比し増加したと

する

次に、事業計画につきましては、その重点を、テレビジョン放送局の増設、教育放送の充実、オリンピック放送、FM放送の普及開発等に置いております。

一、難視聴地域の解消政策並びに難音防止対策を積極的に推進すること。

○副議長(重政庸徳君) 過半数と認めます。よつて本件は承認することに決しました。

（賛成者起立）

右御報告申し上げます。（拍手）

て、通信委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本件は、日本放送協会の昭和三十九年度収支予算、事業計画及び資金計画につきまして、国会の承認を求めんとするものでありまして、その内容を申しあげますと、

まず、収支予算の規模は、収入支出ともに総額七百八十八億八千三百万円でありまして、これを前年度に比べますと、いすれも四十六億六千八百万円の増加となつております。

政府並びに日本放送協会は、左に掲げる事項の実施につとむべきである。

（賛成者起立）

右御報告申し上げます。（拍手）

並びに日本放送協会当局に対し、難視聽地域の解消方策、放送番組の向上対策、受信料問題、オリンピック内外放送の実施体制、国際放送のあり方、協会運営の根本方針、長期要員計画等、

詳細にわたり質疑を行ない、慎重審議をいたしたのであります。

○副議長(重政庸徳君) 別に御発言もなければ、これより採決をいたします。

本件を問題に供します。本件を承認することとに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

昭和三十九年三月二十七日 参議院会議録第十三号 下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律案

二五四

下級裁判所の設立及び管轄区域に
関する法律の一部を改正する法律
案

右の欄中「碧志野市」を「碧志野市 市原市」に、同表松戸簡易裁判所の管

昭和三十九年二月二十八日

內閣總理大臣 池田 勇人

下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律案

下級裁判所の設立及び管轄区域
に関する法律の一部を改正する

る。 関する法律（昭和二十一年法律第六十三号）の一部を次のように改正す

別表第四表所在地の欄中「北海道
爾龍郡深川町」を「深川市」に改める。

轄区域の欄中「町田市」を「町田市

門真市」に改め、同表桜井簡易裁判所の管轄区域の欄中「磯城郡の大三輪町」を削り、同表葛城簡易裁判所の管轄区域の欄中「高市郡」を「高市郡 磯城

案 地簡易裁判所の管轄区域の欄中「甲
地村」を「東北町」に改め、同表深川
簡易裁判所の項を次のように改め
る。

み、鰍沢簡易裁判所の管轄に属する山梨県西八代郡上九一色村字富士ヶ嶺の区域を富士吉田簡易裁判所の管轄とすること。第二に、市町村の廢置分合等

に伴い、下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の別表を整理する」とあります。

委員会は、三月三日提案理由の説明を聴取いたした後、三月二十六日質疑

を終了し 拠点の結果 全会一致を
もつて原案どおり可決すべきものと決
定しました。

宣ひがいのじが

○副議長(重政庸徳君) 別に御発言もなすれど、これより採決をいたしま

二三九

本案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

めます。よつて本案は全会一致をもつて可決せられました。

次会の議事日程は、決定次第、公報をもつて御通知いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後零時二十九分散会

出席者は左のとおり。

岡崎 真一君	河野 謙三君	田中 茂穂君	小林 英三君	青木 一男君	木村篤太郎君
三木與吉郎君	原島 宏治君	大野木秀次郎君	寺尾 豊君	迫水 久常君	小宮市太郎君
辻 武寿君	和泉 覚君	木暮武太夫君	井川 伊平君	柳岡 秋夫君	長谷川 仁君
野田 優作君	太田 正孝君	鷲島 駿造君	天埜 良吉君	植竹 春彦君	寺尾 豊君
中上川アキ君	北口 龍徳君	松野 孝一君	川上 為治君	井野 碩哉君	向井 長年君
鈴木 一司君	栗原 祐幸君	野上 進君	山本 栄君	櫻井 志郎君	成瀬 輜治君
源田 寒君	熊谷太三郎君	山本 桂君	佐野 廣君	大森 創造君	中村 正雄君
久保 勘一君	川野 三曉君	北畠 正文君	林田 正治君	小酒井義男君	椿 繁夫君
丸茂 重貞君	石谷 憲男君	谷口 廉吉君	千葉千代世君	永岡 光治君	田上 松衛君
岸田 幸雄君	豊田 雅孝君	西田 信一君	佐野 義隆君	久保 等君	高橋 進君
植木 光教君	天坊 裕彦君	大谷藤之助君	林田 正治君	岡田 宗司君	
渋谷 邦彦君	牛田 謙吾君	小西 英雄君	千葉千代世君		
野知 浩之君	中野 文門君	稻浦 鹿藏君	佐野 廣君		
大竹平八郎君	豊田 雅孝君	江藤 智君	後藤 義隆君		
赤間 文三君	天坊 裕彦君	石井 桂君	大和 与一君		
北條 健八君	八木 一郎君	横山 フク君	大和 与一君		
堀本 宜美君	山本 利壽君	北村 嶽君	林田 正治君		
二宮 文造君	山本 利壽君	白井 勇君	千葉千代世君		
野本 品吉君	山下 春江君	光村 甚助君	佐野 廣君		
白木義一郎君	佐藤 賢雄君	伊藤 躲道君	後藤 義隆君		
奥 むめお君	芳平君	鈴木 壽君	大和 与一君		
岩沢 忠恭君	亨君	森 元治郎君	林田 正治君		
木内 四郎君	藤野 繁雄君	増原 恵吉君	千葉千代世君		
杉原 荒太君	新谷寅三郎君	中山 福藏君	佐野 廣君		
安井 謙君	西郷吉之助君	村松 久義君	大和 与一君		
高橋進太郎君	紅露 みづ君	郡 祐一君	大和 与一君		
横川 正市君	木内 四郎君	横川 正市君	大和 与一君		
大矢 正君	高橋進太郎君	木内 四郎君	大和 与一君		
國務大臣	内閣總理大臣	法務大臣	外務大臣	農林大臣	郵政大臣
國務大臣	池田 勇人君	賀屋 興宣君	大平 正芳君	小林 武治君	鈴木 強君
福田 篤泰君	赤城 宗德君	喜宣君	正芳君	田中 松衛君	占部 秀男君

政府委員

内閣法制局長官 林 修三君

郵政省電波監理局長 宮川 岸雄君

定を整備するとともに、基金の常勤の理事の定数を一人増加しようとするものであつて、妥当な措置と認める。

一、費用

〔第十号参照〕

審査報告書

林業信用基金法の一部を改正する法律案

本法の施行に關連し、基金に対する政府の追加出資に要する経費として、昭和三十九年度一般会計予算に三億五千万円が計上されている。

一、費用

本法施行のため別に費用を要しない。

審査報告書

印紙税法の一部を改正する法律案

日本輸出入銀行法の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

要領書

一、委員会の決定の理由

この法律案は、林業信用基金に

対する政府の追加出資に關する規

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、印紙税現金納付計算による印紙税納付方法について

本法律案は、日本輸出入銀行への追加出資の規定を整備して今後

て、その納付手続等の規定の整備を図らうとするものであつて、適当な措置と認める。

は予算の定める範圍内で出資の追加ができることとし、また、同行の業務に法第十八条第三号による

円借款における市中銀行の協調融資分について債務の保証を行なう

業務及び国際收支上の理由からわが国への債務が履行できない場合

にその必要資金を当該国の政府等に対して貸し付ける業務を追加し、あわせて同行の最近の業務量の増大にかんがみ理事の定数を一名増加しようとするもので、妥当な措置と認める。

本法律案は、担保権の登記事項を整理し、共同担保についてはすべて共同担保目録を設けることと

するとともに、不動産の合併の登記における所有権の登記を簡明にする等不動産登記の手続の合理化を図るものであつて、妥当な措置と認める。

審査報告書

一、委員会の決定の理由

不動産登記法の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

本法律案は、日本輸出入銀行へ

て、その納付手続等の規定の整備を図らうとするものであつて、適當な措置と認める。

は予算の定める範圍内で出資の追加ができることとし、また、同行の業務に法第十八条第三号による

円借款における市中銀行の協調融資分について債務の保証を行なう

業務及び国際收支上の理由からわが国への債務が履行できない場合

にその必要資金を当該国の政府等に対して貸し付ける業務を追加し、あわせて同行の最近の業務量の増大にかんがみ理事の定数を一名増加しようとするもので、妥当な措置と認める。

本法律案は、担保権の登記事項を整理し、共同担保についてはすべて共同担保目録を設けることと

するとともに、不動産の合併の登記における所有権の登記を簡明にする等不動産登記の手続の合理化を図るものであつて、妥当な措置と認める。

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、担保権の登記事項を整理し、共同担保についてはすべて共同担保目録を設けることと

するとともに、不動産の合併の登記における所有権の登記を簡明にする等不動産登記の手続の合理化を図るものであつて、妥当な措置と認める。

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、担保権の登記事項を整理し、共同担保についてはすべて共同担保目録を設けることと

するとともに、不動産の合併の登記における所有権の登記を簡明にする等不動産登記の手続の合理化を図るものであつて、妥当な措置と認める。

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、担保権の登記事項を整理し、共同担保についてはすべて共同担保目録を設けることと

するとともに、不動産の合併の登記における所有権の登記を簡明にする等不動産登記の手続の合理化を図るものであつて、妥当な措置と認める。

要領書

一、費用

本法施行のため、特に費用を要しない。

參議院會議錄第十二号中正誤

ペシ段

行誤

正

三六二からり終わり

二〇現実などの現実をどの

よう

○國務大臣

君重宗雄三

宗雄三君

(重)

君

三三三

二二

○國務大臣

君重宗雄三

宗雄三君

(重)

君

三四四

九追加

対帶決議案

に附帶決議案

終わり

からり

終わり

八増

追加

昭和三十九年三月二十七日 參議院會議錄第十三号

明治二十五年第三種郵便物認可
三月三十日

定価一部十五円
(ただし良質紙は二十円)
(配送料とも)
登行所

発行所

東京都港区赤坂葵
大蔵省印刷局

五二

九九四四
三三二二
代代代代